

雇用体制強化事業 都道府県推進体制整備事業の取組状況

第1回事業推進委員会(令和8年4月13日)

都道府県推進体制整備事業の概要

【目的】

- 労働関係法制の見直しに対応し、農業者の就労環境の改善を推進
- 労災保険等の加入促進と安全対策を一体的に推進することで、地域で持続的な労働環境整備の体制を構築

【都道府県事業の位置づけ】

- 全国事業と連動し、都道府県は地域実情に応じて効果的な取り組みを展開
- 労働関係法制の制度変更に伴って円滑に対応するため、農業者への理解促進とともに施策の社会実装を担う

【実施期間】

- 交付決定～令和9年3月15日まで

【事業内容】

(1)連携体制等の整備【必須】

関係機関や社会保険労務士等の専門家との連携体制の整備、相談窓口の設置や加入支援体制の確立等

(2)普及推進活動

労働関係法制の制度変更や労働環境改善等に係る普及啓発資料の作成・配布、説明会の開催、指導者向けの研修実施等

(3)労災保険等の加入促進

労災保険等の加入手続き支援相談会の実施等

(4)安全衛生教育の実施

労働災害・農作業事故の発生防止のための安全衛生教育の実施等

都道府県実施主体の選定状況

【1次公募の実施スケジュール】

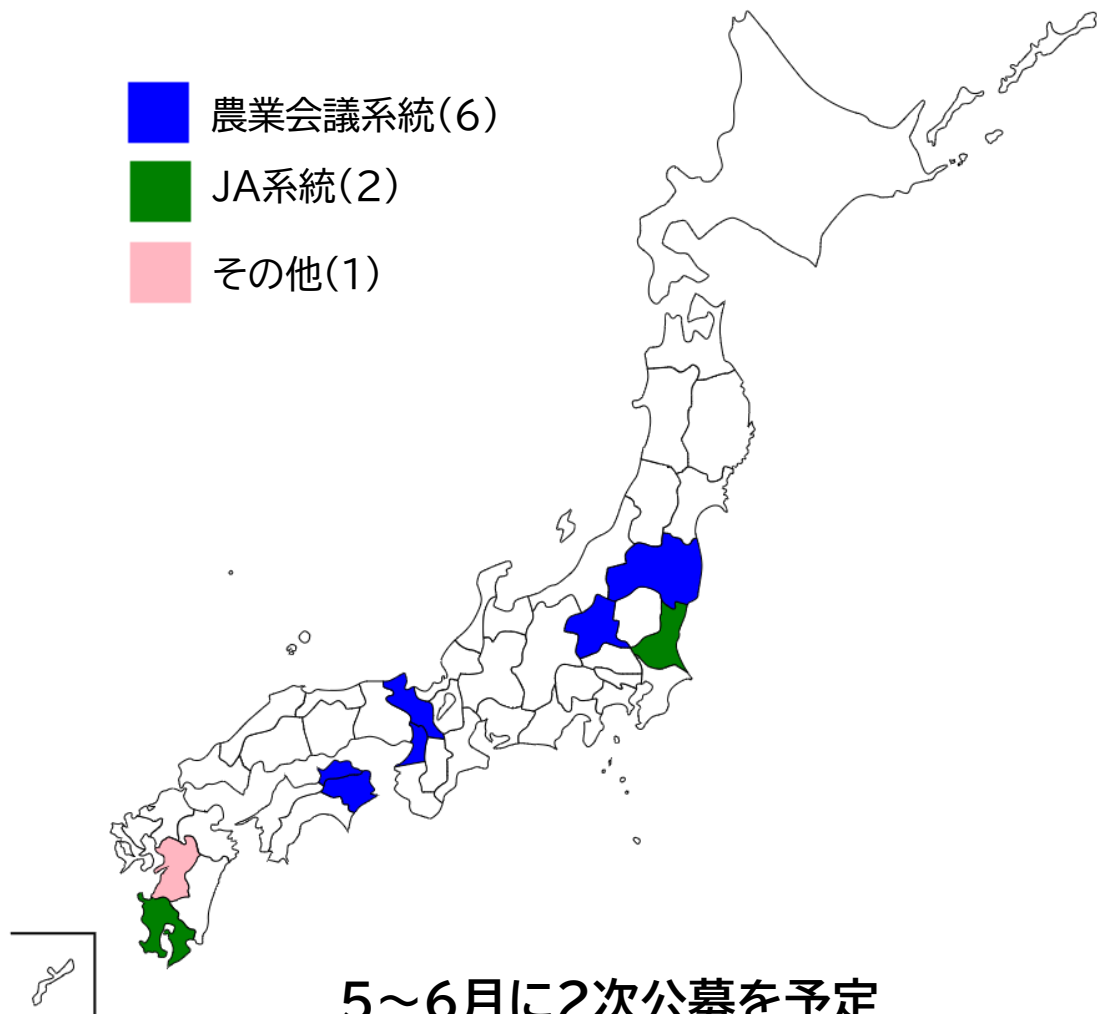
2月25日	全国説明会
3月2日～16日	一次公募
3月26日	採択通知(9県域)
4月1日～	交付決定通知

【採択9県域】(採択順)

- ① 一般社団法人 徳島県農業会議
- ② 一般社団法人 大阪府農業会議
- ③ 一般社団法人 福島県農業会議
- ④ 鹿児島県農協労働保険事務組合
- ⑤ 一般社団法人 香川県農業会議
- ⑥ 一般社団法人 群馬県農業会議
- ⑦ 熊本県担い手育成支援協議会
- ⑧ 茨城県農業協同組合中央会
- ⑨ 一般社団法人 京都府農業会議

【全国分布】

- 農業会議系統(6)
- JA系統(2)
- その他(1)



採択9県域に共通する取組方針

実施内容	取組方針
事業全体の基本的方向	社会保険制度や労働関係法制の見直しに対応し、労災保険の任意加入を含む就労条件改善を推進。安全対策や雇用管理改善と一体的に取り組み、地域における持続的な労働環境整備を目指す。
① 推進体制の構築	県、JA、農業会議、社会保険労務士等の関係機関が連携し、役割分担を明確化しつつ、地域全体で農業者の就労環境改善を支える体制を構築する。
② 相談・支援体制の整備	相談窓口を設置し、労務管理や労災保険、社会保険に関する相談に対応。専門家(社労士等)と連携し、相談から手続支援まで一体的に行い、加入や雇用環境の改善につなげる仕組みを構築する。
③ 普及・啓発活動	制度改正や労働関係法制に関する理解促進のため、啓発資料の作成・配布、説明会や研修会を開催。ブロック別や指導者向けなど多様な手法を組み合わせ、幅広い農業者への情報周知を図る。
④ 労災保険の加入促進	地域ごとの相談会や個別対応を通じて、労災保険等の加入手続き支援を実施。研修会と連動した相談対応などにより、理解促進から実際の加入支援までを一体的に推進する。
⑤ 労働衛生教育の実施	農作業事故の未然防止を目的に、安全衛生教育や農作業安全などに関する研修を実施。労働法制の理解と併せて安全意識の向上を図り、労働環境改善と事故防止の両立を推進する。

実施主体別の特徴

① 一般社団法人 徳島県農業会議

事務組合設置型(既存)

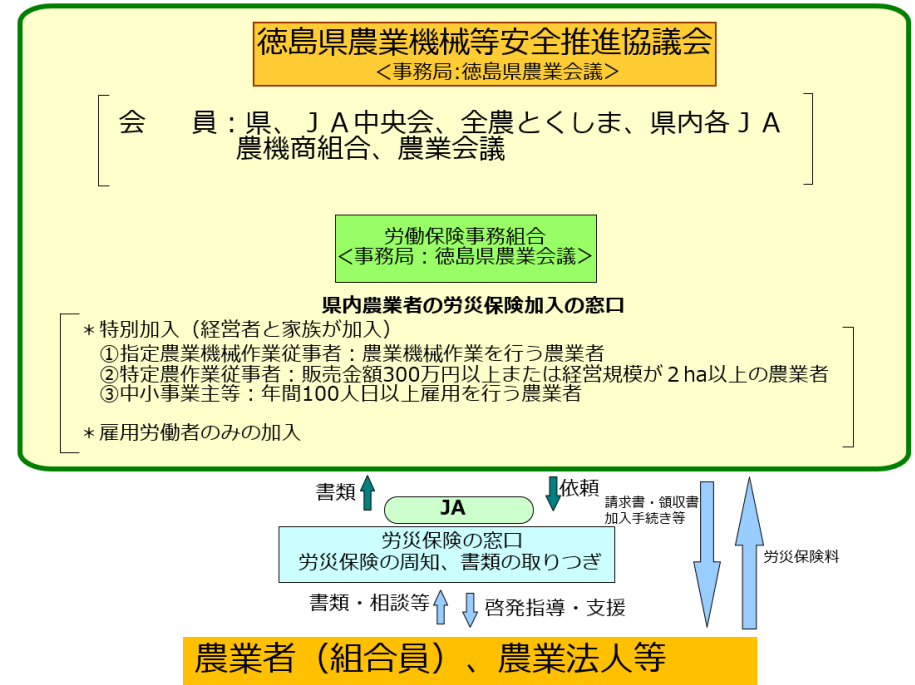
【実施体制】

- 徳島県農業会議が実施主体となり、県内の農業者・農業法人等を対象に取組を推進
- 既存の「農業機械等安全推進協議会」や労働保険事務組合の運営基盤を活用し、関係機関と連携しながら、農作業安全の周知・啓発と労災保険加入促進を一体的に実施できる体制を構築

【主な実施内容】

- 普及活動: 農作業安全や労働法制の周知・啓発を目的に、資料配布や説明会等を通じて幅広く情報発信
- 加入促進: 労災保険の加入促進に向け、相談対応や手続支援を実施し、加入行動につなげる
- 安全教育: 農作業事故防止のための研修・教育を実施し、安全意識の向上を図る
- その他 : 既存の安全推進組織や労働保険事務組合の機能を活用し、事業全体を一体的に推進

【推進体制】



実施主体別の特徴

② 一般社団法人 大阪府農業会議

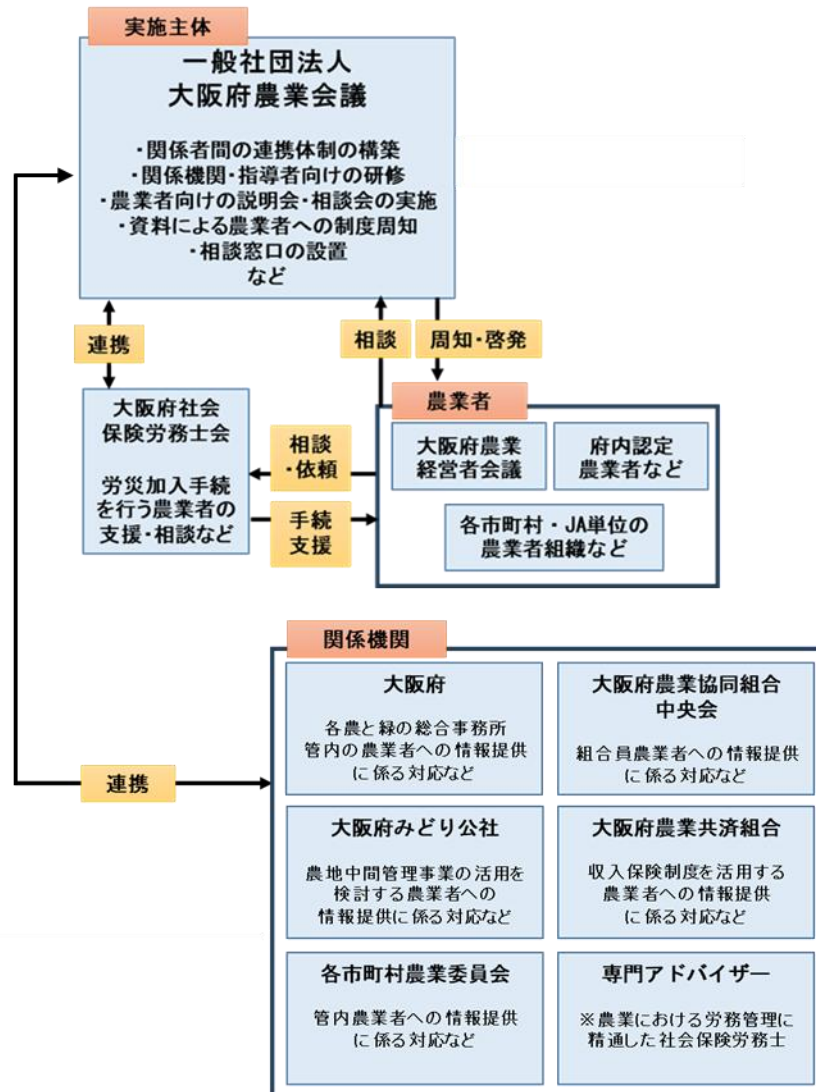
【実施体制】

- 大阪府農業会議が実施主体となり、大阪府、JA中央会、みどり公社、農業共済組合、市町村農業委員会、社会保険労務士会等と連携体制を構築
- 各機関の役割に応じて制度周知や相談対応を分担し、社労士と連携した専門的支援を組み込むことで、府内農業者への効果的な情報提供と加入支援を行う体制を整備

【主な実施内容】

- 普及活動: 各種会議や媒体を通じた制度周知、雇用・労災加入実態調査を実施し、未加入者を特定し、説明会・広報を実施
- 加入促進: 社労士と連携した相談対応や相談会の実施により、加入手続き支援を強化
- 安全教育: 農作業安全や労働関係法令に関する研修・周知を実施し、安全意識の向上を図る
- その他 : ホームページやメール等を活用した情報発信や、関係機関との連携による周知強化を実施

【推進体制】



実施主体別の特徴

③ 一般社団法人 福島県農業会議

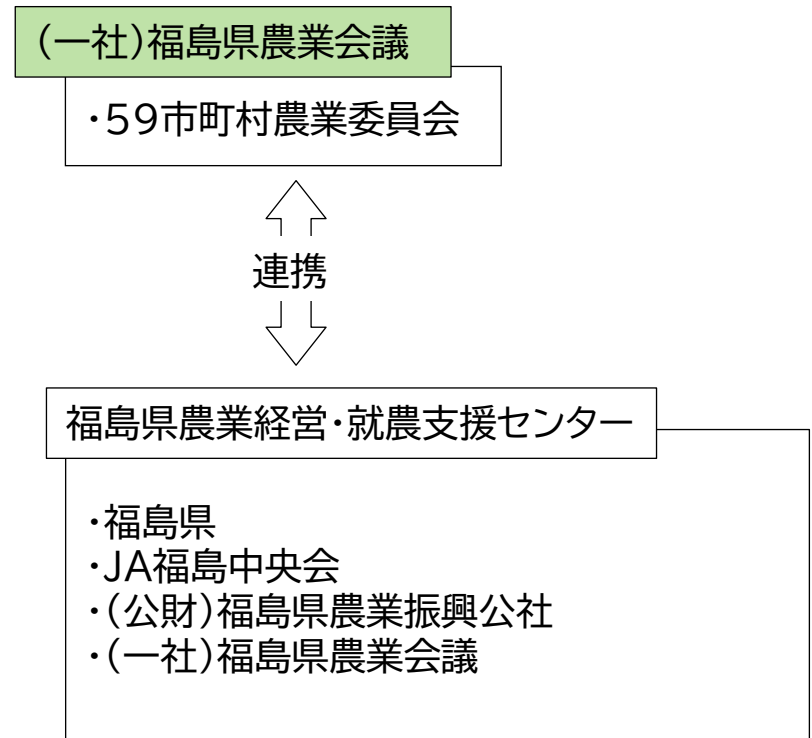
【実施体制】

- 福島県農業会議が中心となり、農業委員会ネットワーク機構として各市町村農業委員会と連携するほか、職員を駐在させている県農業経営・就農支援センターと連携して事業を実施
- 福島県農業経営・就農支援センターが農業者からの相談にワンストップ・ワンフロアで総合的に対応
- 当該機能をベースに社労士等の専門家と連携し、推進体制を構築

【主な実施内容】

- 普及活動: 啓発チラシの作成、新聞広告による啓発活動、農業者・関係団体向け説明会の開催、個別経営相談に伴う普及活動を強化
- 加入促進: 上記の普及活動と連動し、労災保険等の加入促進活動を強化
- 安全教育: 農作業安全研修を含む労務管理研修の実施
- その他 : 雇用経験が浅い小規模農業者向けに、法令上作成義務がある書類、各種保険制度(労災保険制度の内容含む)を解説するリーフレットを作成し、農業者に配布

【推進体制】



実施主体別の特徴

事務組合設置型(既存)

④ 鹿児島県農協労働保険事務組合

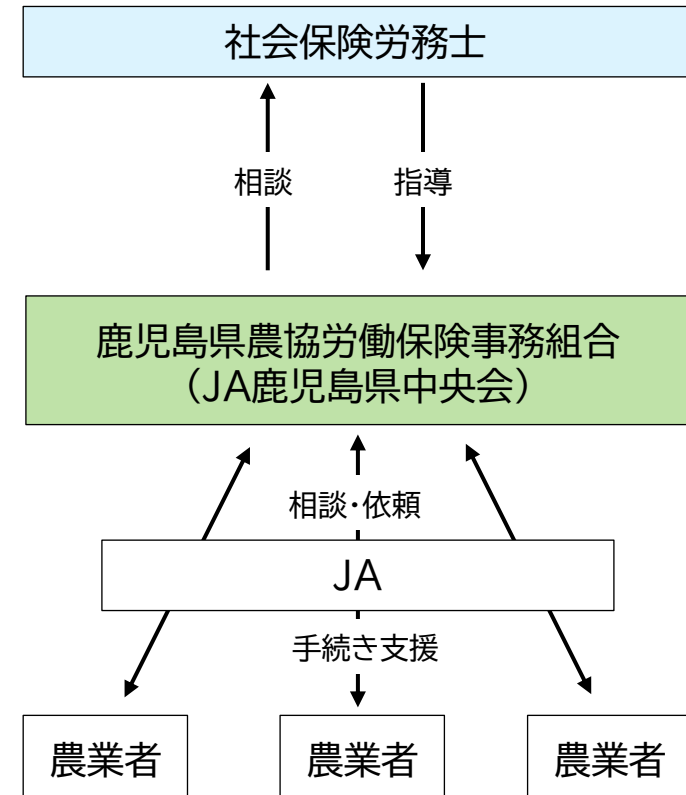
【実施体制】

- 鹿児島県農協労働保険事務組合が実施主体となり、JAおよび県等関係機関と連携した体制を構築
- JAが農業者の加入受付や事故報告の窓口機能を担い、事務組合がその補完・統括を行う役割分担とすることで、現場に密着した支援を実施
- 社労士等とも連携し、専門的助言を得ながら県内全JAでの労災保険加入を目指す体制を整備

【主な実施内容】

- 普及活動：パンフレット作成・配布やラジオCM、動画作成により広域的かつ多様な手段で制度周知を実施
- 加入促進：研修会や関係団体の会議等で労災保険の概要説明を行い、JAを通じた加入促進を強化
- 安全教育：春・秋の農作業安全運動や研修会を通じ安全意識の向上と事故防止対策を推進
- その他：JAの部会活動等を通じて継続的な周知・啓発を行い、地域全体での制度理解の底上げを図る

【推進体制】



実施主体別の特徴

連携体制構築型(新規)

⑤ 一般社団法人 香川県農業会議

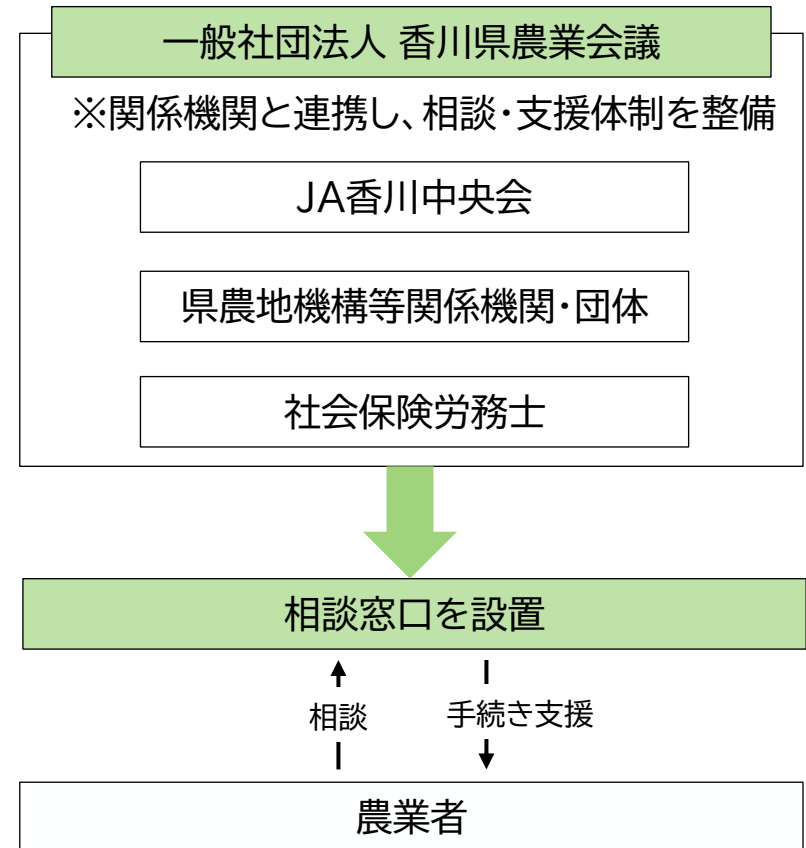
【実施体制】

- 香川県農業会議が実施主体となり、県、JA香川中央会、県農地機構、社会保険労務士等と連携した推進体制を構築
- これら関係機関で構成する協議会を設置し、相談窓口を整備することで、労働関係法制の周知から就労条件改善に関する相談対応まで一体的に実施し、地域全体での支援体制を強化

【主な実施内容】

- 普及活動:啓発資料の作成・配布や説明会(年間約12回)を実施し、制度変更や労働関係法令の周知を推進
- 加入促進:相談会を開催し、労災保険等の加入手続きや制度理解を個別支援で促進
- 安全教育:農作業安全研修を実施し、安全意識の向上と事故防止対策を推進
- その他 :協議会および相談窓口を通じ、関係機関と連携した継続的な支援体制を運用

【推進体制】



実施主体別の特徴

⑥ 一般社団法人 群馬県農業会議

既存組織フル活用型

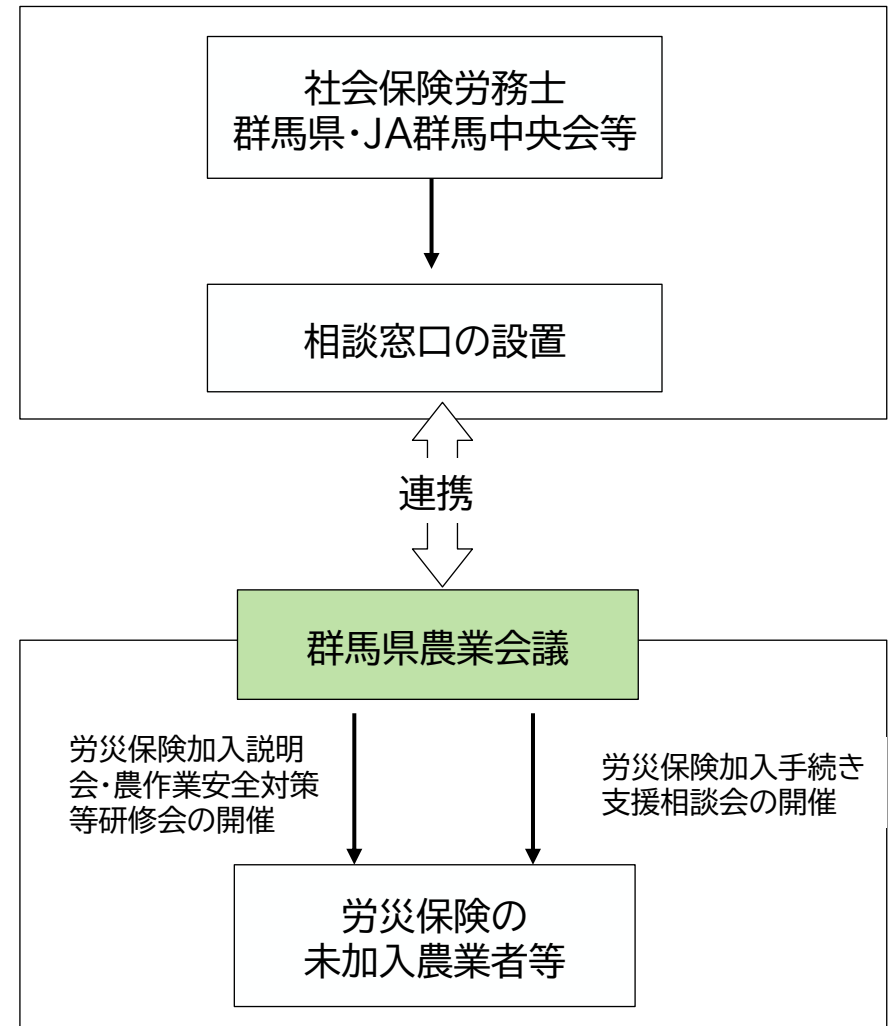
【実施体制】

- 群馬県農業会議が実施主体となり、群馬県、JA中央会、社会保険労務士等と連携し、相談窓口を設置した支援体制を構築
- 関係機関のネットワークを活用し、農業者への制度周知や研修実施を行うとともに、農業法人協会や稲作経営者会議など生産者組織とも連携し、現場に近い形での普及・相談対応を推進

【主な実施内容】

- 普及活動: 啓発資料の作成・配布、説明会、SNS等により多様な手段で制度周知を実施
- 加入促進: 相談対応、説明会、経営相談会等を通じて労災保険の理解と加入を促進
- 安全教育: 農作業安全研修を実施し、事故防止と安全意識の向上を図る
- その他 : 関係機関主催の研修会等と連携し、制度説明の機会を拡充しながら周知を強化

【推進体制】



実施主体別の特徴

⑦ 熊本県担い手育成支援協議会

伴走支援型

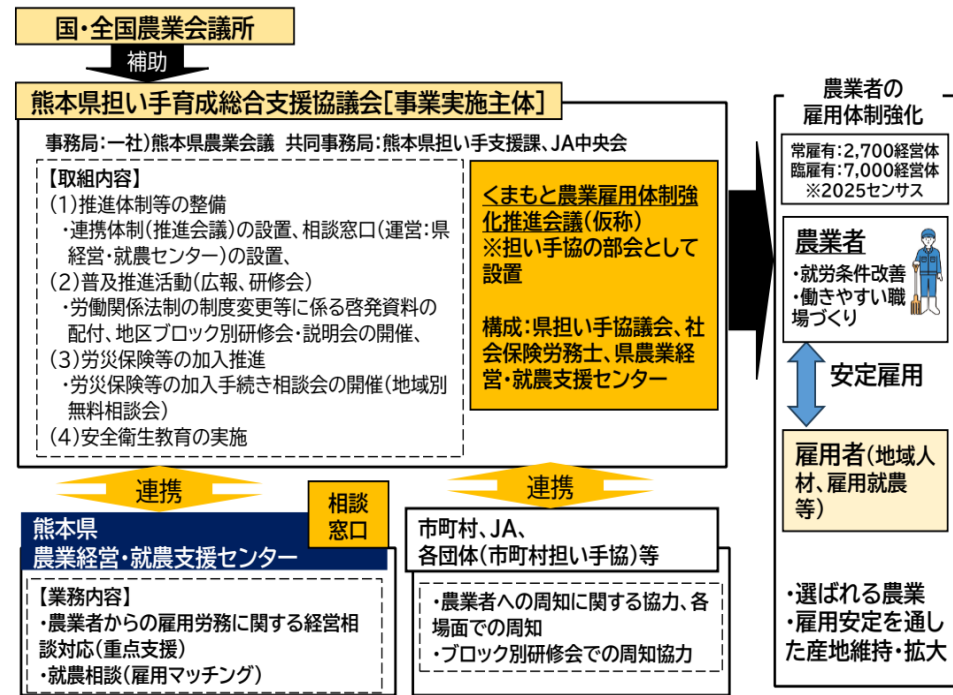
【実施体制】

- 熊本県担い手育成総合支援協議会を実施主体とし、事務局を熊本県農業会議が担う体制
- 県、JA中央会、社労士、農業経営・就農支援センター等で構成する推進会議を設置し、相談窓口を同センターに設置
- 相談→専門家連携→手続支援まで一体的に対応し、雇用型経営体の労務管理強化と就労環境改善を推進

【主な実施内容】

- 普及活動: 県全体および5地区での研修会・説明会を実施し、SNS等も活用して約15,000経営体程度に対して情報発信
- 加入促進: 研修後に地域別無料相談会を実施し、個別支援により加入を促進
- 安全教育: 研修と一体的に安全衛生や労務管理の理解を促進し、事故防止と就労環境改善を推進
- その他 : 相談内容を管理(蓄積・分析)し、「相談→支援→加入」へつなげる

【推進体制】



実施主体別の特徴

⑧ 茨城県農業協同組合中央会

事務組合設置型(既存)

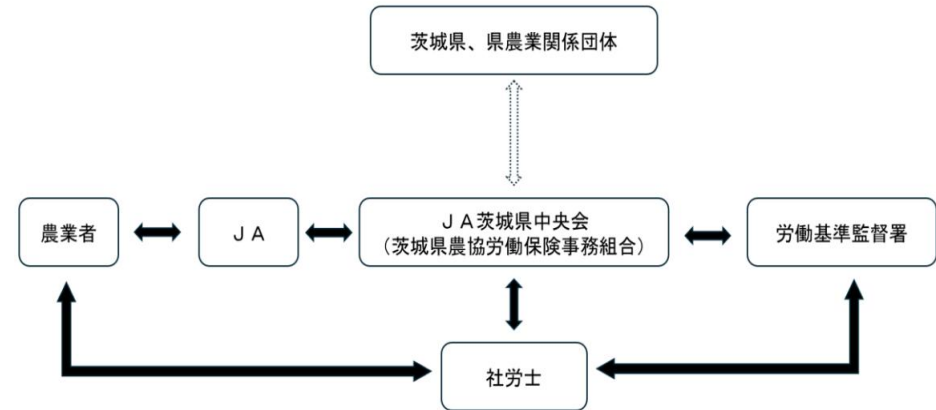
【実施体制】

- JA茨城県中央会(農協労働保険事務組合)が実施主体となり、県内JAを窓口として農業者対応を行う体制を構築
- 中央会に労働保険事務を集約し、労基署対応や各種手続きを一元的に実施するほか、社労士組織と連携し体制強化し、JA系統外からの相談にも対応
- 県や農業関係団体とも連携し、制度周知、加入促進、安全対策を一体的に推進

【主な実施内容】

- 普及活動:JA会議での制度説明、監理団体経由の研修、チラシ1万部配布により周知を強化
- 加入促進:労災保険事務担当者研修や主要生産部会での説明を通じて加入促進
- 安全教育:熱中症対策セミナー、安全研修、チラシ1万部配布により事故防止を推進
- その他 :外国人労働者向け教材の周知をJA・監理団体経由で実施

【推進体制】



(参考)

【JA茨城県中央会(茨城県農協労働保険事務組合)】
平成23年より茨城県農協労働保険事務組合の事務局として、労働保険関連事務を実施。労働保険制度改正により、農業者の新規加入等に関する事務量の増大が見込まれることから、社労士組織等と協働関係を構築する等、当該事務組合体制の強化に取り組む

【JA】

・組合員である農業者の労働保険加入支援の窓口を担う
・組合員である農業者に対し、労働関係法制の制度変更の周知・労働保険加入促進・熱中症対策や農作業安全対策の普及啓発活動を行う

⑨ 一般社団法人 京都府農業会議

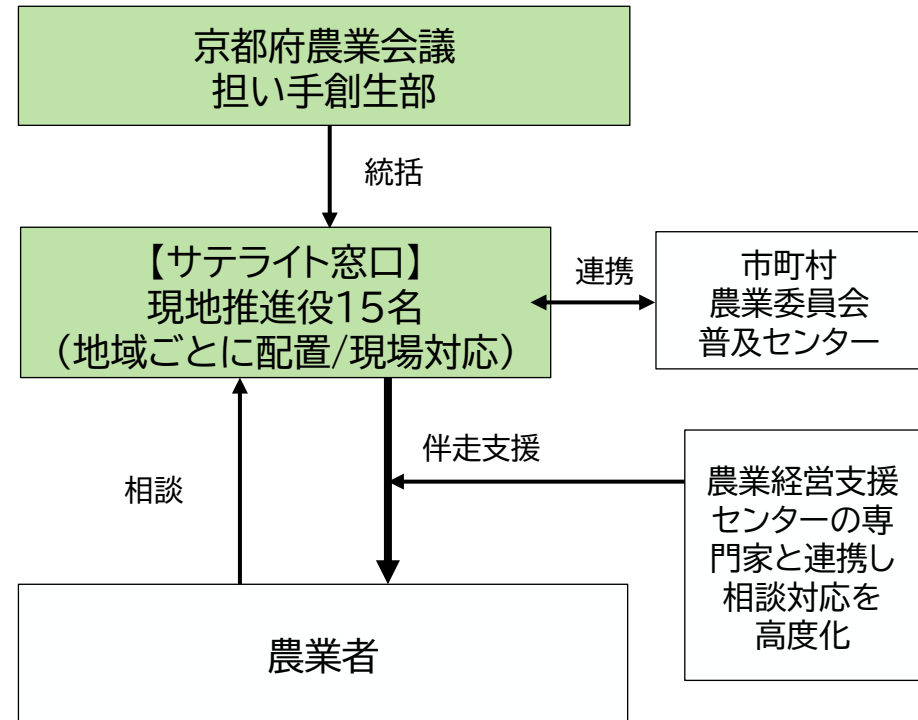
【実施体制】

- 京都府農業会議の担い手創生部を中心に、専任職員および社労士資格保有者等を含む体制を構築
- 同会議に所属する現地推進役15名が、市町村、農業委員会との連携調整、普及センターと連携したサテライト窓口となり、初期相談から専門家による個別支援まで段階的に対応する仕組みを整備
- 農業経営支援センターの専門家(社労士等)と連携し、地域密着型の伴走支援体制を構築

【主な実施内容】

- 普及活動：雇用状況実態調査(約500件)、啓発資料作成・HP掲載、説明会により対象把握と周知を推進
- 加入促進：実態調査で把握した未加入者に対し個別訪問・指導を実施し、全体研修も併用して加入を促進
- 安全教育：安全衛生研修を実施し、労働環境改善と事故防止を推進
- その他：雇用就農資金等と連動し、雇用創出や農村移住促進につなげる取組を展開

【推進体制】



未実施県への取り組み

- 未実施県への働きかけにあたっては、先行県の取組を踏まえ、連携体制の整備や相談窓口の設置など、加入支援体制を整備することが重要である。
- このため、2次公募による事業実施の呼びかけと併せ、体制構築や普及活動に活用可能な資材の提供を行うとともに、説明会の開催等を通じて農業者への説明や周知を図る。
- また、優良事例の横展開により取組の具体像を明確化し、農業者及び支援機関双方からの相談に対応できる体制整備を進める。

1 事業実施の働きかけ(2次公募の呼びかけ)

2 作成資材等の提供と活用の働きかけ

3 説明会等実施の呼びかけと説明・周知への協力

4 事業実施県の取組や優良事例の横展開

5 農業者と農業支援者からの相談体制

- 本事業は体制整備そのものを目的とするのではなく、相談対応を起点として、労災保険の加入促進と労働環境の改善まで確実につなげる「実装力」が問われている。
- 各県の取組を踏まえ、JA等の既存ネットワークや専門家との連携を最大限活用し、説明・相談・手続支援を一体的に展開することが重要である。

1 県域の推進体制(相談窓口)が実際に機能するために不足している点

2 なぜ、農業分野で労災加入が進まないのか、事故が減らないのか